R2介護集団指導資料

介護職員等による喀痰吸引等行為の実施について

青森県 健康福祉部 高齢福祉保険課

1　介護職員等が喀痰吸引等を実施するためのこれまでの経緯

平成23年度まで　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等

平成22年　特別養護老人ホームにおいて、一定の研修を受けた介護職員が口腔内の喀痰吸引、胃ろうによる経管栄養の喀痰吸引等を行うことが出来ることとされました。
平成23年　平成24年度からの制度化に向け、県で喀痰吸引等を実施（口腔内、鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養）。

その他の経過措置としてＡＬＳ患者の在宅療養や盲・聾養護学校におけるたんの吸引など

平成24年度　社会福祉士及び介護福祉士法の改正

都道府県が行う「喀痰吸引等研修」を修了し、**「認定特定行為業務従事者」として県に登録した介護職員等は、県に登録された事業所（登録特定行為事業者）**において、一定の条件（医師の指示等）のもとに、喀痰吸引等の行為（特定行為）を実施できることとなりました。
また、平成２４年度以前に研修を受けた介護職員（経過措置者）及び事業所も登録が必要となりました。

平成28年度　介護福祉士国家試験受験における医療的ケア（講義と演習）の義務化

平成２８年度以降の介護福祉士国家試験に合格し、実地研修を修了していない介護福祉士に対し、事業所で実地研修を行うことができる「登録喀痰吸引等事業者」の規定が新たに追加されました。
この改正を受け、県では、平成２９年７月３１日付けで「登録喀痰吸引等事業者の登録にかかる手引き」及び「登録喀痰吸引等事業者登録にかかるＱ＆Ａ」を作成し通知しました。

※登録喀痰吸引等事業者は、県への事業者登録が必要

2　喀痰吸引等の特定行為、研修、事業者の区分

喀痰吸引等の特定行為の区分

喀痰吸引
- ①口腔内の喀痰吸引
- ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内部の喀痰吸引

経管栄養
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養

※平成30年度から第１号、第２号研修において人工呼吸器装着者に対応した研修の募集を開始
※令和２年度から半固形化栄養剤による経管栄養の研修の募集を開始

喀痰吸引等研修の区分

１．第１号、第２号研修（不特定多数の者に喀痰吸引等を行うための研修）　**高齢福祉保険課**
- (1) 第１号研修　５つ全ての特定行為ができる者
- (2) 第２号研修　１つから４つの特定行為ができる者

２．第３号研修（特定の者にのみ喀痰吸引等を行うための研修）　**障害福祉課**
　特定行為は特定の者に対応したもの

事業者の区分

１．登録特定行為事業者・・・認定証の交付を受けた介護職員等が喀痰吸引等を行う事業者

２．登録喀痰吸引等事業者・・実地研修を修了した介護福祉士で（公財）社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等の行為の登録を行った介護福祉士が喀痰吸引等を行う事業者
（実地研修を修了していない介護福祉士（※）に対し、事業所で実地研修を行うことができる）

※平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者、平成29年3月以降の介護福祉士養成施設卒業生に限る

3　介護職員等が喀痰吸引等を実施するための手続き（第1号、第2号研修）

県が行う研修（H23～）

対象：基本研修又は医療的ケアを修了していない介護職員

- 基本研修（講義）50時間・8日間
- 基本研修（演習）2日間
- 筆記試験（50問・9割正解で合格）
- 実地研修
- 喀痰吸引等研修修了証受領後、県に認定特定行為業務従事者認定証の登録申請→ 認定証の交付
- 就労している事業者が「登録特定行為事業者」登録又は変更届
- 喀痰吸引等の実施（認定特定行為業務従事者として）

対象：基本研修又は医療的ケアを修了している介護職員

- 医療的ケア履修者演習前講座（1日）
- 基本研修（演習）2日間
- 筆記試験（50問・9割正解で合格）
- 実地研修
- 喀痰吸引等研修修了証受領後、県に認定特定行為業務従事者認定証の登録申請→ 認定証の交付
- 就労している事業者が「登録特定行為事業者」登録又は変更届
- 喀痰吸引等の実施（認定特定行為業務従事者として）

登録喀痰吸引等事業者が行う研修（H28～）

対象：介護福祉士のうち、
- ・平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者
- ・平成29年3月以降の介護福祉士養成施設卒業者

- 「登録喀痰吸引等事業者」（県に登録が必要）で実地研修。
修了後、事業者が修了証を交付。
（実地研修修了証管理簿を県に報告（7月、1月））
- （公財）社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等の登録申請
（介護福祉士登録証に付記）
- 「登録喀痰吸引等事業者」の変更届
（県に従事者の追加を届出）
- 喀痰吸引等の実施
（介護福祉士として）

4　介護職員等が喀痰吸引等を実施するための手続き（第3号研修）

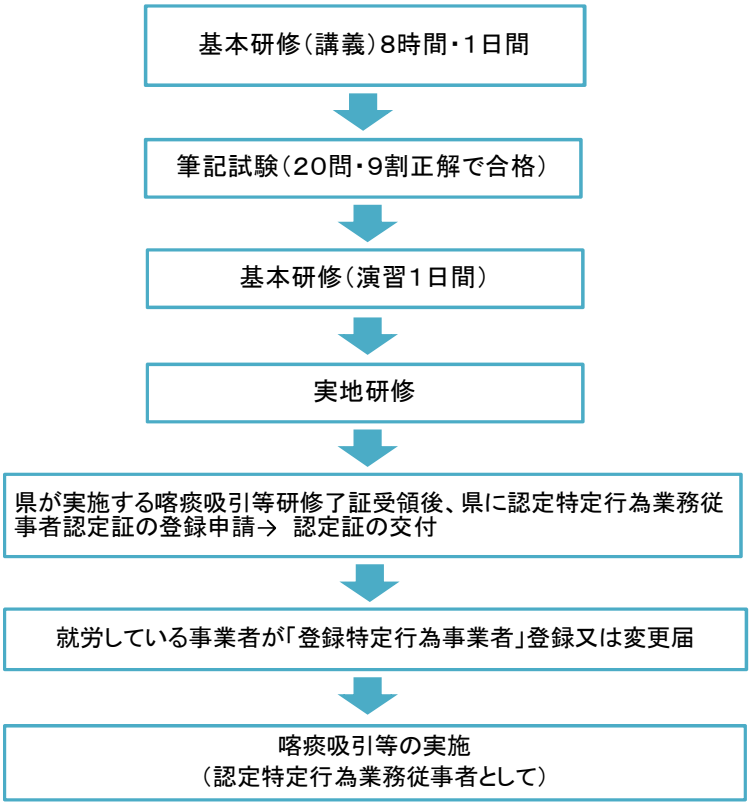

5　介護職員に関する手続

申請に必要な書類（新規申請）

	認定特定行為業務従事者（H24～）	経過措置対象者（H23まで）
1	様式1－1（第1号、第2号研修修了者用の申請書）	様式2－1（経過措置者用の申請書）
2	様式1－2（第3号研修修了者用の申請書）	様式2－2（事業所誓約書）
3	様式1－3（誓約書）	様式2－3（本人誓約書）
4	住民票	様式2－4（第三者証明）
5	喀痰吸引等研修修了証写 （施設の原本証明が必要）	様式2－5（実施状況確認書）
6		住民票
7		喀痰吸引等研修修了証写 （施設の原本証明が必要）

申請に必要な書類（行為の追加）平成２９年度から

	認定特定行為業務従事者
1	様式1－6（第1号、第2号研修の行為追加申請書）
2	認定証の原本
3	喀痰吸引等研修修了証写（施設の原本証明が必要）

変更に必要な書類

	認定特定行為業務従事者（H24～）	経過措置対象者（H23まで）
変更	様式３－１（氏名、本籍、住所）	様式３－２（氏名、本籍、住所）
	変更事項前後の分かる資料（住民票や免許証の写しなど）	左同
再交付	様式４	左同
	県証紙　450円	左同
辞退	様式５－１	様式５－２
	認定証原本	左同
死亡等	様式６	左同

※結婚等により氏名が変わった場合は、変更届の提出が必要ですが、
再交付の申請は任意です。

６　事業所登録に関する手続

申請に必要な書類（新規登録）

登録は、事業所・施設（サービス）ごとに必要となります。

	登録特定行為事業者	登録喀痰吸引等事業者
1	様式６－１（事業者登録申請書）	左同
2	登記簿	左同
3	定款	左同
4	様式６－２（特定行為従事者名簿）	左同
5	様式６－３（事業者誓約書）	左同
6	様式６－４（事業者登録適合書類）	左同
7	事業者登録チェックリスト（各種規程、マニュアル等の添付）	左同
8	喀痰吸引等業務方法書	左同
9		喀痰吸引等実地研修業務方法書
10		様式１０（指導看護師名簿）

※　既に登録特定行為事業者で、新たに登録喀痰吸引等事業者の登録を希望する場合は、2から8までは省略可

7　事業所登録に関する手続

変更等に必要な書類

項目	登録特定行為事業者 登録喀痰吸引等事業者
行為の追加	様式7（更新申請書）
登録時の内容の変更（※）	様式8（変更登録届出書）
登録喀痰吸引等行為の一部または全てについて、登録の必要がなくなった場合	様式9（登録辞退届出書）
登録通知の再交付	登録通知再交付申請書、県証紙450円

※　届出の必要な変更内容
- ・開設者に関する事項（法人代表者氏名・住所等）
- ・事業所の名称・所在地
- ・認定特定行為業務従事者の変更（採用、退職）など

8　登録に関する留意事項

従事者及び事業者

介護職員等が利用者に対し、喀痰吸引等の行為を行う場合は、**認定特定行為業務従事者の登録 と事業者が 登録特定行為事業者 又は 登録喀痰吸引等事業者 として登録がなければ実施できません（研修を修了しただけではできません）。**

登録を受けずに特定行為を行った者は、30万円以下の罰金に処せられることとなりますので、十分注意してください（社会福祉士及び介護福祉士法附則第23条第1項第1号）。

なお、事業者の登録状況は県のホームページに掲載しています（令和2年3月30日現在）。

また、職員の追加にかかる変更の届出が提出されていない事業者が見受けられますので、認定特定行為業務従事者の登録申請と同時に届出（様式8）の提出を推奨します。

登録特定行為事業者

事業所の新規登録手続には時間を要する場合がありますので、事業開始予定日の1ヶ月程度前までに申請されることを推奨します。

登録喀痰吸引等事業者

申請時に「平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者」、「平成29年3月以降の介護福祉士養成施設の卒業生」、「公益財団法人社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等行為を登録した介護福祉士」のいずれかの職員がいる事業所に限りますので留意願います。

なお、認定特定行為業務従事者である介護福祉士が公益財団法人社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等行為を登録した後は、介護福祉士としてのみ喀痰吸引等行為を行うことになるため、事業所は登録喀痰吸引等事業者の登録が必要となります。

９　喀痰吸引等研修について

研修案内（第１号、第２号研修）

区分	対象者	募集開始	〆切予定
1号・2号研修	介護職員等	令和3年 4月上旬	5月中旬
指導看護師の伝達講習	指導する看護師		5月中旬
認定特定行為業務従事者実地研修前講座・演習	2号研修を修了し、新たに気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養を追加したい従事者		6月下旬
人工呼吸器追加講座・演習	・1号、2号研修を受講する者で、当該行為の追加を希望する者 ・既に特定行為業務従事者であり、当該行為の追加を希望する者（経過措置者は対象外）		5月中旬
半固形化栄養剤使用による経管栄養追加演習			6月下旬

令和3年度研修実施要綱は、4月上旬に県ホームページに掲載予定です。個別通知は行わないためご留意願います。

研修案内（第３号研修）

区分	対象	募集開始	〆切予定
3号研修	介護職員等	8月上旬	8月末
指導看護師の伝達講習	指導する看護師		

令和2年度研修実施要綱は、8月初旬に県ホームページに掲載予定です。個別通知は行わないためご留意願います。

ホームページ

喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）について
http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kakutantoukensyu.html

青森県喀痰吸引等関係登録について
http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kakutankyuuinnto-toroku.html

青森県喀痰吸引等研修事業（第三号研修）について
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/tankyuinkenshu-tokutei.html

県庁ホームページ内で、**「喀痰　研修」または「喀痰　登録」** と検索してください。

問い合わせ先

高齢福祉保険課　介護人材支援グループ　　電話　017－734－9298（直通）
FAX　017－734－8090

障害福祉課　障害福祉事業者グループ　　電話　017－734－9308（直通）
FAX　017－734－8092

R2介護集団指導資料

介護支援専門員に係る留意事項について

青森県 健康福祉部 高齢福祉保険課

資料の内容

1　介護支援専門員の資格について

2　主任介護支援専門員の資格について

3　居宅介護支援事業所の管理者について

4　介護支援専門員実務研修における
　　実習受入協力事業所登録について

1　介護支援専門員の資格について

（１）介護支援専門員証の有効期間

○交付を受けた介護支援専門員証の有効期間は５年間です。
（有効期間満了日は介護支援専門員証に記載しています。）

○有効期間を更新するためには、有効期間が満了する前に所定の研修を修了してから、有効期間の更新申請をしなければなりません。

介護支援専門員証のイメージ

【　表　】

介　護　支　援　専　門　員　証

登録番号　02OOOOOO　　見本

氏　　名　青森　太郎

生　年　月　日　昭和〇〇年〇月〇日

交　付　年　月　日　平成〇〇年〇月〇日

有効期間満了日　平成〇〇年〇月〇日

上記の者は介護支援専門員であることを証明する。

青　森　県　知　事

【　裏　】

＜　注　意　＞

（1）　この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。

（2）　この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。

（3）　この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、登録名簿の移転等によって資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

（２）介護支援専門員証の有効期間が切れた場合

○介護支援専門員証の有効期間が切れた場合、「登録」自体は失効しませんが、介護支援専門員として仕事に就くことはできません。

○仮に、介護支援専門員証の有効期限が切れた状態で、介護支援専門員の業務を行った場合、本人の介護支援専門員の登録が消除されることもあります。また、事業所も人員基準違反で介護報酬の返還が発生する可能性があります。

（３）補足事項

○これまで、介護支援専門員証の有効期間の満了日が近づいた方等に対して、県から更新研修の案内を郵送でお知らせをしていましたが、今後、対象者個人宛の発送を行わない予定です。
（後述する、主任介護支援専門員の更新についても同様です。）

○介護支援専門員の更新研修は年に１回ですので、各自、県のホームページを確認するなどし、研修の受講漏れがないよう留意願います。

必要な情報・様式など、詳しくは青森県庁ホームページをチェック

青森県ホームページ
http://www.pref.aomori.lg.jp/index.html

① 青森県庁ホームページ内のサイト内検索に
「介護支援専門員」や「実習受入協力事業所」と入力し検索

② 検索結果から「介護保険情報」「介護支援専門員関連」のページへ

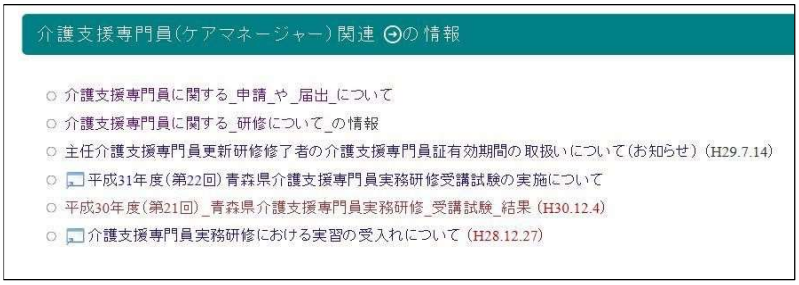

随時更新しています

2　主任介護支援専門員の資格について

○法令改正により、平成２８年度から、主任介護支援専門員の資格は更新制（５年間）となり、更新するためには、有効期間内に「主任介護支援専門員更新研修（４６時間）」を修了する必要があります。

○昨年度に主任介護支援専門員更新研修の受講要件を一部見直しましたので、更新を予定されている方は県ホームページを確認してください。

○有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了しない場合、主任介護支援専門員の資格は失効します。

○失効後、主任介護支援専門員の資格を取得するためには、再度「主任介護支援専門員研修」を受講しなければなりません。

（主任介護支援専門員の資格が失効しても、有効期間内の介護支援専門員証をお持ちの場合は、通常の介護支援専門員として業務を行うことができます。）

【主任介護支援専門員の有効期間】

〔平成２８年度以降は、主任介護支援専門員研修修了証明書に記載〕

研修修了年度	有効期間
平成２４年度～平成２６年度まで（経過措置対象）	令和２年３月３１日
平成２７年度以降	研修修了日から５年間

【主任介護支援専門員更新後（更新研修修了後）の有効期間】

〔主任介護支援専門員更新研修修了証明書に記載〕

対象者	有効期間
平成２８年度の主任更新研修 修了者	平成２９年１月３０日 ～ 令和４年３月３１日
平成２９年度以降の主任更新研修 修了者	初回の主任更新研修修了日（毎年度８月１日）から５年間（５年後の７月３１日まで）

※ 注）主任介護支援専門員の有効期間は研修修了証明書に記載されています。
（主任介護支援専門員証はありません。）

3　居宅介護支援事業所の管理者について

○令和３年４月１日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、主任介護支援専門員であることが要件になりました。

○ただし、令和３年３月３１日時点で主任介護支援専門員でないものが管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、令和９年３月３１日までは猶予となります。

○また、やむを得ない理由がある場合は管理者を介護支援専門員とする扱いが可能となります。詳しくは住所地の市町村へお問い合わせください。

４　介護支援専門員実務研修における実習受入協力事業所登録について

平成２８年度から介護支援専門員実務研修において、「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」を居宅介護支援事業所等で行うこととなりました。

また、平成２８年１１月２２日以降、居宅介護支援事業所が特定事業所加算を取得する要件として、介護支援専門員実務研修における実習について、実習生の受入協力体制を確保することが必要となりました。

つきましては、特定事業所加算を取得される事業所は、実習受入協力事業所の登録申請を行う必要があります。

（１）実習受入れの対象事業所

① 特定事業所加算を算定している居宅介護支援事業所
② 特定事業所加算の算定を予定している居宅介護支援事業所
（主任介護支援専門員の配置が必須。）
③特定事業所加算の取得の予定がない居宅介護支援事業所のうち、主任介護支援専門員が配置されており、実習の指導体制が整っている居宅介護支援事業所。

（２）手続きの流れ

① 特定事業所加算の算定を予定しており、実習受入れに協力可能な居宅介護支援事業所は、青森県高齢福祉保険課介護人材支援グループまで「青森県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書」（様式第１号）を提出する。

② 県は要件に適合する事業所を実習受入協力事業者として登録するとともに、申請者へ「青森県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認（不承認）通知書」（様式第２号）を送付する。
（当該通知は特定事業所加算算定の届出を行う際必要となります。）

③ 特定事業所加算を算定する事業所は必要な書類を指定権者へ提出する。

④ ②により介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所は、青森県介護支援専門員協会（実務研修実施機関）から実務研修実習受入依頼があった場合、原則として受け入れる。

※ 今年度の実務研修実習は、新型コロナウィルス感染症の拡大防止するため、実施しません。

R2介護集団指導資料

青森県介護サービス事業所
認証評価制度について

青森県 健康福祉部 高齢福祉保険課

青森県介護サービス事業所認証評価制度・認証事業所の御案内

【制度の目的】①質の高い介護人材の確保・育成　② 利用者のニーズに合った質の高いサービスの提供

◉「介護サービス事業所認証評価制度」とは、

① サービスの質の向上を実践していること
② 職員を積極的に育成していること
③ 働きやすい職場づくりを推進していること
④ 地域と交流し、法令を守っていること

青森県認証 介護サービス事業所

①～④に関する一定の基準をもって県が審査し、認証を付与するものです。

認証事業所
県が運営するホームページ上で「処遇改善・人材育成とサービスの質の向上に積極的に取り組む認証事業所」として情報を公表します。

介護サービス事業所の
見える化

学生・求職者
就職にあたり知りたい情報がわかります。

介護職員
やりがいを持って働くことができます。

サービス利用者・家族
自分のニーズに合ったサービスを受けられます。

【認証事業所一覧】（R2.7.2現在、34法人、♣は認証更新回数）

No.	法人名	本部所在地
1	八戸医療生活協同組合 ♣	八戸市
2	（有）すかい ♣	青森市
3	（福）同伸会 ♣	八戸市
4	（福）青森社会福祉振興団 ♣	むつ市
5	（福）秋葉会 ♣	八戸市
6	（福）すずかけの里 ♣	青森市
7	（福）若菜会 ♣	五所川原市
8	（福）スプリング ♣	八戸市
9	（福）緑風会 ♣	平川市
10	（福）嶽陽会 ♣	弘前市
11	（福）寿栄会 ♣	八戸市
12	（福）諏訪ノ森会 ♣	青森市
13	（福）柏友会	つがる市
14	青森保健生活協同組合	青森市
15	（福）みやぎ会	八戸市
16	（株）相成	弘前市
17	（福）桜木会	むつ市

No.	法人名	本部所在地
18	（福）和幸園	青森市
19	（福）拓心会	五所川原市
20	（医）仁泉会	八戸市
21	（福）徳望会	階上町
22	（福）天寿園会	七戸町
23	（福）素心の会	五戸町
24	（医）サンメディコ	弘前市
25	（福）奥入瀬会	おいらせ町
26	（福）津軽富士見会	弘前市
27	（福）三笠苑	平川市
28	（福）八千代会	むつ市
29	（福）弘前豊徳会	弘前市
30	（福）七戸福祉会	七戸町
31	（福）沢朋会	弘前市
32	（株）五所川原ケアセンター	五所川原市
33	（福）つがる三和会	弘前市
34	（福）平元会	青森市

※（福）社会福祉法人、（医）医療法人、（株）株式会社、（有）有限会社

◎認証事業所の詳細情報は下記ホームページでご覧いただけます。
かいご応援ネットあおもり　http://www.aomori-kaigo.net/
○職員採用情報（給与、休暇、勤務体制等）　○正職員情報（職員構成、勤続年数、定着率等）
○採用後のキャリアアップ支援（研修、キャリアパス（＝キャリアの道筋）等）　○法人基本データ 等

R2年7月2日現在
【参加宣言事業所】
155事業者
【うち、認証事業所】
34事業者

青森県の介護職員の需給推計

2025年には、3，600人を超える介護職員不足が見込まれ、
介護職員の確保・定着は重要な課題です。

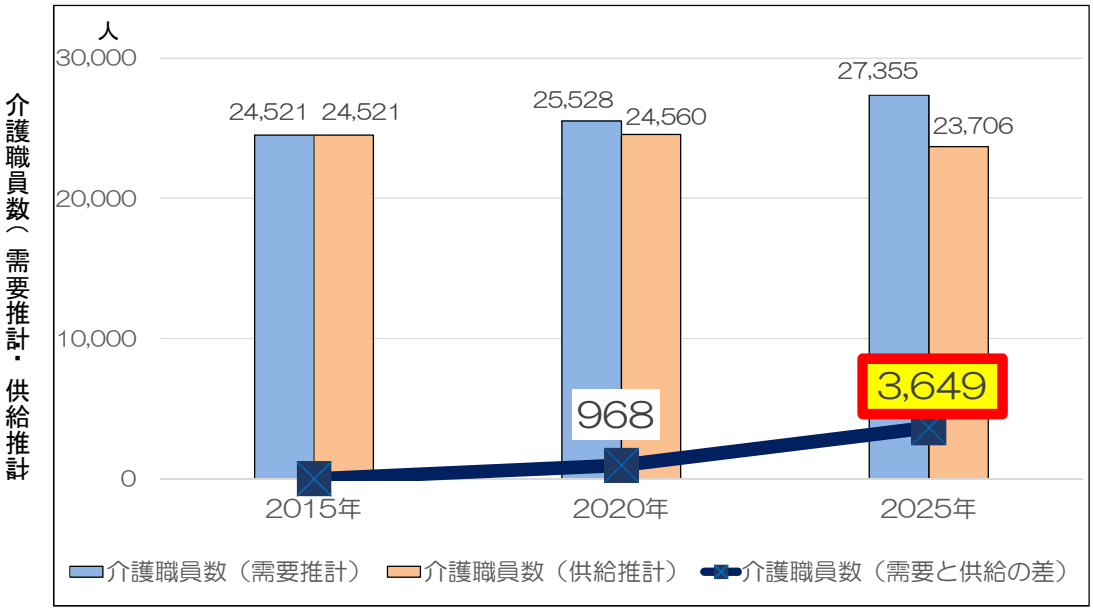

※厚生労働省が作成した「介護人材需給推計ワークシート」を用いて推計。H27の介護職員数を基準としているため、グラフ上はH27の需給数が均衡しているが、実際は有効求人倍率は2倍近くまで上がり、半数近くの事業所で人手不足と感じている状況。

介護人材確保のためには、
介護サービス事業所における

働きやすい職場づくり

より魅力ある職場づくり

の取組が最も重要です。

→ぜひ、認証評価制度へご参加
くださるようお願いします。

- まだ体制が整っていないから、参加宣言できない
  → ×支援メニューをご活用いただくことで、体制を整えることが可能です。
- 参加宣言期間中に認証を取れなかったらペナルティがある
  → ×ありません。参加宣言を更新して取組を継続していただくことができます。

まずは参加宣言をして、
無料の支援メニューを活用して、
１つでも２つでも体制整備を！

※　Ｒ２年度の支援メニューの日程等については、かいご応援ネットあおもりへの掲載等によりお知らせしておりますのでご確認ください。

認証評価制度の流れ

制度への参加は手挙げ方式＝参加宣言からスタート

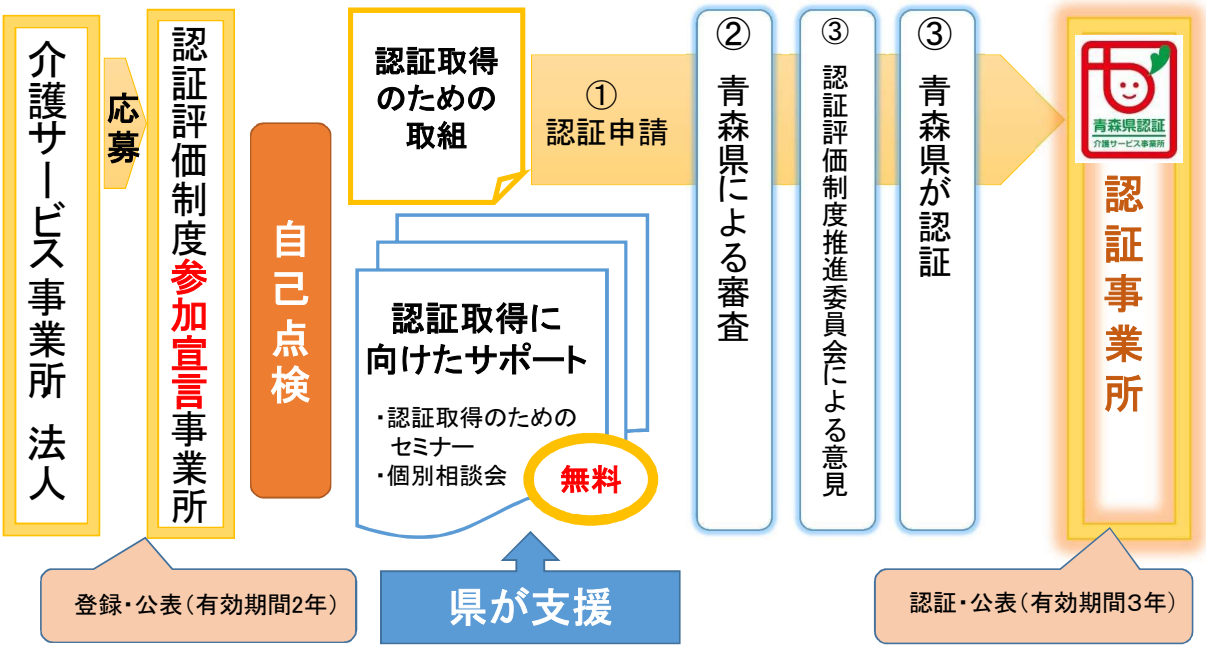

参加宣言事業所を対象に無料で各種支援を実施

より魅力ある職場づくりに取り組む事業所への支援策

（1） ガイドブック等

項　目	支援内容
自己点検シート	認証取得を目指す事業者が、各自の現状が容易に把握できるシートを配布
ガイドブック	認証評価制度の概要と認証取得に向けた具体的な取組をまとめた冊子を配布

（2） セミナー・個別相談

項目	支援内容
基礎セミナー	認証評価制度と評価項目の考え方を理解するためのセミナー
専門セミナー	認証基準を満たすために必要な制度の構築や計画の立案のためのセミナー ①給与制度、②労務管理、③新規採用者育成、④人材育成計画、⑤面談制度、⑥キャリアパス導入、⑦OJT指導者研修
参加宣言更新・自己点検セミナー	当該年度中に参加宣言期間満了を迎える事業所を対象としたセミナー
個別相談	認証取得に向けての課題整理、個別の課題についての助言等
現地個別相談	個別相談を活用の上、必要に応じて事業所に出向いて取組を支援

認証事業所のメリット

№	項　目
1	県が実施する施設整備等の**各種補助金を優先的に採択**
2	青森県介護サービス事業者等指導における**実地指導頻度の緩和**
3	ホームページ「**かいご応援ネットあおもり**」で認証事業所として紹介
4	**就職相談会**等において、求職者に対し認証事業所であることを周知
5	県主催の研修の優先的な受講決定
6	県の推薦が必要な助成制度、研修等において優先的に推薦
7	**特定事業所集中減算除外要件（※）**である正当な理由として考慮
8	介護職員の育児支援サービス利用等に対し、事業所が費用を一部負担する際の補助（青森県福祉・介護人材定着促進事業）
9	県内金融機関による**低利融資**（法人向け、従事者向け）
10	県が実施する企業就職説明会の優先的参加

※ 特定事業所集中減算除外要件の正当な理由の一つとして認証事業所であることを考慮しているものである（認証事業所ではない居宅介護支援事業所が認証事業所を紹介する場合も除外要件となる）。
介護サービスは、利用者及びその家族が事業者を選択することが原則であるため、ケアマネージャーがケアプランの作成時において、利用者及びその家族に対し、事業所を選択するための判断に必要な情報を可能な限り提供していることを前提とし、この除外要件を運用している。（例：利用可能な複数事業所の情報提供など）

●ハローワーク・福祉人材センター等と連携し求職者に積極的に周知

認証事業所限定
バスツアー（H29～）

昨年度2回開催
① 青森地区
→ 求職者15名が参加！
② 八戸地区
→ 求職者6名が参加！

合同求職説明会→認証マークで差別化

認証事業所単独の求人説明会

●かいご応援ネットあおもり

http://www.aomori-kaigo.net/

● 認証事業所や介護職の魅力を紹介する
TV番組の制作・放映

※R1.8.24、R1.12.28に放映→
過去の番組は上記ホームページからご覧いただけます。

●介護福祉士養成施設・高校等への周知

新規認証事業所情報、認証事業所一覧を県から送付

＜介護福祉士養成施設アンケート結果（H30.7実施）＞
「学生の就職先選択にあたり(又は学生に就職先を薦めるにあたり)重視していることは？」
→学校としては、青森県介護サービス事業所認証評価制度の認証施設を薦めている。
（複数校から同様の回答）

別添「参加宣言書」をご提出の上、参加費無料のセミナーや個別相談等をご活用ください。

※　Ｒ２年度の支援メニューの日程等については、かいご応援ネットあおもりへの掲載等によりお知らせしておりますのでご確認ください。

様式1

参加宣言書

「質の高い介護人材の確保・育成」、「利用者のニーズに合った質の高いサービスの提供」に積極的に取り組むことを宣言します。

令和　　年　　月　　日

法人名

代表者氏名　　印

＜宣言事業所情報＞

ふりがな 法人・会社名				
宣言事業所 （◯で囲む）	法人・会社単位		事業所単位	
法人・代表事業所 住所	〒		電話	

※別添事業所一覧に各事業所について記載をお願いします。

※事業所単位での参加宣言は、同一の介護サービス事業者において、人事・給与体系、研修制度が複数ある場合に限られます。

＜担当者情報＞

所属				
担当者職・氏名				
電話番号・FAX	電話		FAX	
メールアドレス				

※担当者情報は、ホームページには公表いたしません。

※認証評価制度にかかる情報は、原則メールでの提供となりますので、メールアドレスは常時確認できるアドレスの記載をお願いします。

＜宣言書の送付先＞

公益社団法人　青森県老人福祉協会

〒030-0822　青森県青森市中央3丁目20-30　県民福祉プラザ3階

別添

法人・会社名

事業所一覧

事業所名	
住所	〒
サービス種別	□ 訪問介護 □ 訪問入浴 □ 訪問看護 □ 訪問リハビリテーション □ 通所介護 □ 通所リハビリテーション □ 短期入所生活介護 □ 短期入所療養介護 □ 特定施設入所者生活介護（地域密着含む） □ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 □ 夜間対応型訪問介護 □ 認知症対応型通所介護 □ 小規模多機能型居宅介護 □ 認知症対応型共同生活介護 □ 居宅介護支援 □ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 介護老人福祉施設 □ 介護老人保健施設 □ 介護療養型医療施設
事業所名	
住所	〒
サービス種別	□ 訪問介護 □ 訪問入浴 □ 訪問看護 □ 訪問リハビリテーション □ 通所介護 □ 通所リハビリテーション □ 短期入所生活介護 □ 短期入所療養介護 □ 特定施設入所者生活介護（地域密着含む） □ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 □ 夜間対応型訪問介護 □ 認知症対応型通所介護 □ 小規模多機能型居宅介護 □ 認知症対応型共同生活介護 □ 居宅介護支援 □ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 介護老人福祉施設 □ 介護老人保健施設 □ 介護療養型医療施設
事業所名	
住所	〒
サービス種別	□ 訪問介護 □ 訪問入浴 □ 訪問看護 □ 訪問リハビリテーション □ 通所介護 □ 通所リハビリテーション □ 短期入所生活介護 □ 短期入所療養介護 □ 特定施設入所者生活介護（地域密着含む） □ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 □ 夜間対応型訪問介護 □ 認知症対応型通所介護 □ 小規模多機能型居宅介護 □ 認知症対応型共同生活介護 □ 居宅介護支援 □ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 介護老人福祉施設 □ 介護老人保健施設 □ 介護療養型医療施設
事業所名	
住所	〒
サービス種別	□ 訪問介護 □ 訪問入浴 □ 訪問看護 □ 訪問リハビリテーション □ 通所介護 □ 通所リハビリテーション □ 短期入所生活介護 □ 短期入所療養介護 □ 特定施設入所者生活介護（地域密着含む） □ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 □ 夜間対応型訪問介護 □ 認知症対応型通所介護 □ 小規模多機能型居宅介護 □ 認知症対応型共同生活介護 □ 居宅介護支援 □ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 介護老人福祉施設 □ 介護老人保健施設 □ 介護療養型医療施設

青森県介護サービス事業所認証評価制度
令和２年度　セミナー・個別相談会等のご案内＜無料＞

◆令和２年度　認証取得のための支援です

＜支援メニューの内容＞

1．基礎セミナー（１部（午前）：制度概要　２部（午後）：認証評価項目の基準について）
　基礎セミナーは午前・午後の2部制となっており、午前は認証制度の概要、午後は認証評価項目と各基準について説明します。また、１部は処遇改善加算取得セミナー（4p参照）に続けて行います。

2．専門セミナー
　認証基準に沿った7つのテーマを開催します。1日集中・認証基準オールインワンセミナーは、1日ですべての内容について学べるセミナーとなっています。

3．個別相談
　原則上記のセミナーに参加した事業所を対象に、個別に相談に応じます。

4．現地相談
　個別相談をご利用いただいたうえで、必要に応じて、事業所にコンサルタントが出向き、認証取得に向けた取組をご支援いたします。

◆認証取得の流れ

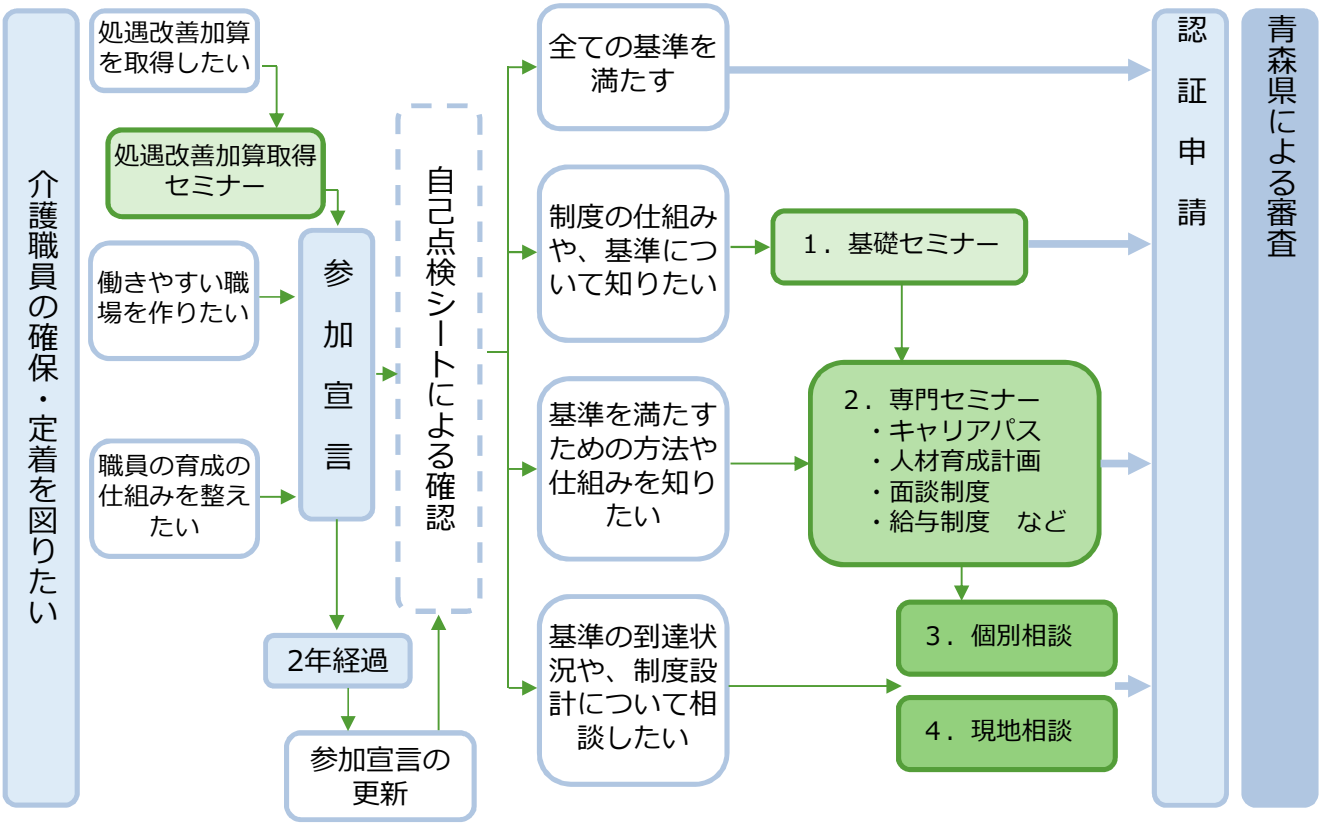

※　自己点検シートは、“かいご応援ネットあおもり”　（http://www.aomori-kaigo.net/）からダウンロードできます。

新型コロナウイルスの感染状況により日程が変更になる場合がございます。
変更時は「かいご応援ネットあおもり」のホームページよりご案内いたします。

◆令和２年度　セミナー・個別相談スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
認証審査受付 **随時受付**	7月１日（水）まで申請分は８月認証			12月1日（火）まで申請分は２月認証							
１．基礎セミナー		7/8～10 （青森・弘前・八戸）			9/2 （青森）			12/9 （青森）			3/10 （青森）
２．専門セミナー			7/20～9/8			9/17～12/22					
３．個別相談 ４．現地相談	～随時受付～										

１　基礎セミナー（２部制）

□開催日・会場

地区	開催日	会場	地区	開催日	会場
弘前	7月8日（水）	弘前文化センター 2階中会議室	青森	9月2日（水）	リンクモア平安閣市民ホール　会議室１
八戸	7月9日（木）	ユートリー ５階視聴覚室		12月9日（水）	県民福祉プラザ 多目的室２A
青森	7月10日（金）	県民福祉プラザ 多目的室2A		3月10日（水）	

□時　間　第１部：11：30～12：30　第２部：13：30～16：30

□プログラム概要

<第１部　認証評価制度の概要について　11：30～12：30>

※処遇改善加算セミナー（詳細は4pをご覧ください）に続けて行います。

時　間	プログラム	概　要
11：30 ～12：30	認証評価制度の概要 －制度の目的 －認証評価制度の流れとメリット	認証評価制度が出来た背景や認証取得のメリットについて説明します。

<第２部　認証評価項目と基準について　13：30～16：30>

時　間	プログラム	概　要
13：30 ～14：20	評価基準項目１ 職員の処遇改善の取組を評価するための項目 －給与制度の仕組み －働きやすさとワークライフバランス取組事例 －健康管理に関する評価の根拠と取組事例	職員処遇（給与・休暇・ＷＬＢ）についての基礎的な知識と着眼点を確認するとともに、評価基準の詳細について説明します。
14：30 ～15：20	評価基準項目２ 介護人材育成の取組を評価するための項目 －新規採用者の育成計画の作り方 －キャリアパス制度の確認 －人材育成計画の作り方 －資格取得に対する支援の取組事例 －人材育成を目的とした面談の実施方法	新規採用者から現任職員まで、人材育成にかかる評価基準の詳細と、人材育成計画等作成の方法を説明します。 また、資格取得支援の事例や面談の実施方法など具体的な取組事例を紹介します。
15：30 ～16：10	評価基準項目３ 地域交流・コンプライアンス等の取組を評価するための項目 －地域交流や実習等の受入れ事例 －事業の透明性を確保するための取組事例 認証基準項目４ サービスの質の向上の取組を評価するための項目 －事業方針の明確化と職員への周知方法 －相談体制・苦情対応の取組事例 －サービスの質の向上に向けた取組事例	評価基準項目３と４の内容について様々な事例を紹介し、評価基準の内容について説明します。
16：10 ～16：30	質疑応答・まとめ	参加者からの質問に回答するとともに、申請までの手続きについて説明します。

2　専門セミナー～認証取得支援セミナー～

□開催日・会場

テーマ	第１回	第２回	会場
①キャリアパスの構築	7月20日（月）②	9月17日 （木）①	①県民福祉プラザ ②アピオあおもり ③リンクモア 平安閣市民ホール
②人材育成計画の作成	7月28日（火）①	10月 1日 （木）①	
③新規採用者の育成計画とOJTの仕組み	8月19日（水）③	10月19日（月）②	
④効果的な面談制度の構築	9月 3日（木）①	12月 8日（火）①	
⑤働きがいへ繋がる職員にとって魅力ある給与制度の設計	8月25日（火）②	11月 5日（木）①	
⑥働き方改革への対応する労務管理の基礎とワークライフバランスの 仕組みづくり	8月11日（火）①	11月18日（水）①	

□時　間　　全て13：30～16：30

□プログラム概要

テーマ	プログラム概要	対象となる認証項目	
①キャリアパスの構築	• キャリアパスの概要 • キャリアパスの活用で、採用・定着に成果を上げている法人事例 • 運用できるキャリアパスの作成方法	2－4	キャリアパス制度の導入
②人材育成計画の作成	• 人材の動機づけとキャリア支援 • 階層別人材育成計画の策定方法	2－5	人材育成計画の策定と計画に沿った研修の実施
③新規採用者の育成計画とOJTの仕組み	• 新規採用者育成のポイントと計画の立案 • ＯＪＴの仕組みを整備するための留意点	2－1 2－3	新規採用者育成計画の策定 新規採用者の教育担当者に対する研修の実施
④効果的な面談制度の構築	• 面談の目的と手法 • 面談の仕組みと手順 • 効果的な面談にするためのツールと手順書作成	2－7	人材育成を目的とした面談の実施
⑤働きがいへ繋がる職員にとって魅力ある給与制度の設計	• 給与の構成 • 基本給の枠組み • 昇給のあり方 • 手当の種類と基準	1－1	明確な給与体系の導入
⑥働き方改革への対応する労務管理の基礎とワークライフバランスの仕組みづくり	• 労働時間の考え方とワークライフバランス • 労働安全衛生法と介護職員に多い労災事例	1－2 1－3	休暇取得・労働時間縮減、育児、介護を両立できる取組など働きやすさへの取組の実施 健康管理に関する取組の実施

◆忙しい事業者の方必見◆

1日集中・認証基準オールインワンセミナー

□開催日　第1回：9月8日（火）、第2回：12月22日（火）

□時　間　10：00～16：00

□会　場　第1回：アピオ青森、第2回：県民福祉プラザ

上記①～⑥のセミナーを1日で全て網羅します。
小規模事業所の方や、なかなかすべてのセミナーに出るのは難しい方におススメです！

３．　個別相談（事前予約制）

□申込に　　個別相談を活用いただく前に基礎セミナー、専門セミナーをご活用ください。
あたって　個別相談は、**下記の日程以外にも随時受付**を行っています。申請に向けて基準の到達状況を確認したい、セミナーで様々な方法を学んだが、自分の法人（会社）に合う仕組みづくりに悩んでいるなど、ご要望がありましたらいつでもお問い合わせください。

開催日（曜日）		時間	会場
6月 9日（火）	6月23日　（火）	①9：30～11：30 ②12：30～14：30 ③15：00～17：00	エイデル研究所青森オフィス ※必要に応じ、弘前・八戸等の会場も準備します
11月 6日（金）	11月19日　（木）		

４．　現地個別相談（事前予約制）

□申込に　　事業所にお伺いする「現地個別相談」は、個別相談の際に申込をお受けいたします。
あたって　コンサルタントが訪問することで、現地でしか確認できないような書類の確認や、実際に認証取得の取組を進めている担当者の方だけでなく、リーダー・主任等複数の方が参加することも可能となります。

□時　間　　1法人2時間程度

青森県介護サービス事業所認証評価制度ガイドブック

初年度（2016年）に作成した青森県介護サービス事業所認証評価制度ガイドブックを、2019年3月に改訂しております。

これまで同様にホームページへも掲載されておりますが、ガイドブックの受け取りを希望される事業者の方はセミナーにてお渡ししておりますので、お申し付けください。

特定処遇改善加算取得セミナー

開催日・場所				
	弘前市	7月8日（水）	9：30～ 12：30	弘前文化センター　2階中会議室
	八戸市	7月9日（木）		ユートリー　5階視聴覚室
	青森市	7月10日（金）		県民福祉プラザ　多目的室2A

基礎セミナーの同日に、特定処遇改善加算取得に向けたセミナーを行います。特定加算の**「取得方法」、「配分方法」、「特定加算独自のルール」**などについて、分かりやすく説明します。
※詳細は、「特定処遇改善加算取得セミナーのご案内」をご参照ください。
※お申し込みは別紙「特定処遇改善加算取得・認証評価制度基礎セミナーの申込書」にて承ります。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応

別紙**「研修等における新型コロナウイルス感染症への対応について」**を確認し、当日は**「出席確認・健康状態申告シート」に必要事項を記載の上、持参**ください。

※　お申し込みは、別紙「セミナー申込書」および「個別相談会申込書」にご記入の上、
FAX（017-718-1822）もしくはメール（aomori-kaigo@eidell.co.jp)にて送付ください

□お問い合わせ先　　**株式会社エイデル研究所（当事業受託会社）**
電　話：**017-718-1820**　　ＦＡＸ：**017-718-1822**
メール：**aomori-kaigo@eidell.co.jp**　担当：**野土谷（のとや）**

令和２年５月２８日

研修等における新型コロナウィルス感染症への対応について

青森県高齢福祉保険課長

新型コロナウィルス感染拡大防止策が求められていることを受け、**研修当日は、体温を計測の上、37.5 度以上の熱などの症状のある場合には受講できません。**また、以下の記載内容に御留意の上、御参加くださるようお願いします。

なお、今後、新型コロナウィルスが感染拡大するなどの状況の変化があった場合は、研修の実施等について変更する場合がありますので、御留意願います。

以下の方は参加を御遠慮いただきます。

1　研修日より遡って 7 日以内に 37.5 度以上の発熱があった方
2　研修日当日に次の症状がある方
※37.5 度以上の発熱、頭痛、倦怠感、鼻汁、咽頭痛、咳、息苦しさ、味覚障害、嗅覚障害、下痢、吐き気など

研修当日の注意点

1　必ずマスクを持参し、着用をお願いします。
2　公共交通機関を御利用の際も、マスクの着用をお願いします。
3　研修会場への入室前には、手指消毒をお願いします。研修会場入口に手指消毒剤（アルコール消毒）を準備していますので御利用ください。
4　**セミナー等の当日は、会場へ向かう前に「出席確認・健康状態申告シート」を御記入の上、会場受付に御提出ください。**

日常生活で御注意いただきたいこと

「３つの密」①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近での会話・発声する密接場面を避けてください。また、イベント、会議、スポーツ、そして夜間の飲食等も含め、あらゆる場面において、「３つの密」が同時に重なる場を避け、プライベートタイムにおいても感染リスクを避けるための慎重な対応をお願いします。

出席確認・健康状態申告シート

研　修　日	研　　修　　名

氏　　名			
勤　務　先			
今日の体温	℃	過去１週間以内に、37.5 度以上の発熱がありましたか？	あった・なかった

明らかな持病以外の症状で、自覚している症状及び県外移動歴についてお答えください。

１　頭痛はありませんか？	ある ・ ない
２　倦怠感はありませんか？	ある ・ ない
３　鼻汁は出ていませんか？	ある ・ ない
４　咽頭痛はありませんか？	ある ・ ない
５　咳は出ていませんか？	ある ・ ない
６　息苦しさはありませんか？	ある ・ ない
７　味覚障害はありませんか？	ある ・ ない
８　嗅覚障害はありませんか？	ある ・ ない
９　下痢はありませんか？	ある ・ ない
１０　吐き気はありませんか？	ある ・ ない
１１　その他、何か気になる症状はありませんか？	ある ・ ない
１２　本人または同居する家族等に、14 日間以内に県外への移動歴はありますか？	ある ・ ない

令和2年度　青森県介護サービス事業所認証評価制度　セミナー申込書

法人名				ご担当者	
お電話番号		FAX番号		メールアドレス	

●基礎セミナー　　**第1部　認証評価制度の概要について　11:30～12:30**
第2部　認証評価項目と基準について　13:30～16:30

実施回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
開催日	7月8日(水)	7月9日(木)	7月10日(金)	9月2日(水)	12月9日(水)	3月10日(水)
会場	弘前文化センター 2階中会議室	ユートリー 5階視聴覚室	県民福祉プラザ 多目的室2A	リンクモア平安閣市民 ホール　会議室1	県民福祉プラザ 多目的室2A	
開催地区	弘前	八戸	青森	青森	青森	青森

※　第1部・第2部ともに内容は全回共通です。
※　第1部のみ、もしくは第2部のみの参加も可能です。

＜申込欄＞　参加を希望する実施回を記入し、第1部・第2部に☑を入れて、参加者の所属・役職・氏名をご記入ください。

実施回および部	参加者		
第　　回　□第1部　□第2部	所属	役職	氏名
第　　回　□第1部　□第2部	所属	役職	氏名
第　　回　□第1部　□第2部	所属	役職	氏名

●専門セミナー　　**①～⑥ 13:30～16:30　⑦10:00～16:00**

テーマ	第1回			第2回		
	番号	日時	会場	番号	日時	会場
①キャリアパスの構築	1－①	7月20日(月)	※2　保健指導室	2－①	9月17日(木)	※1　多目的2B
②人材育成計画の作成	1－②	7月28日(火)	※1　多目的4B	2－②	10月1日(木)	※1　多目的2B
③新規採用者の育成計画とOJTの仕組み	1－③	8月19日(水)	※3　会議室1	2－③	10月19日(月)	※2　保健指導室
④効果的な面談制度の構築	1－④	9月3日(木)	※1　多目的3B	2－④	12月8日(火)	※1　多目的2A
⑤働きがいへ繋がる職員にとって魅力ある給与制度の設計	1－⑤	8月25日(火)	※2　保健指導室	2－⑤	11月5日(木)	※1　多目的2A
⑥働き方改革へ対応する労務管理の基礎とワークライフバランスの仕組みづくり	1－⑥	8月11日(火)	※1　多目的2A	2－⑥	11月18日(水)	※1　多目的2A
⑦1日集中・認証基準オールインワンセミナー	1－⑦	9月8日(火)	※2　保健指導室	2－⑦	12月22日(火)	※1　多目的2B

※　会場:(※1)県民福祉プラザ　　(※2)アピオあおもり　　(※3)リンクモア平安閣市民ホール
※　各テーマともに第1回・第2回で内容は共通です。

＜申込欄＞　参加を希望するテーマ・実施回の番号を記入し、参加者の所属・役職・氏名をご記入ください。
複数ご参加の場合は、全ての参加者をご記入ください。参加者が同一の場合は、「同上」「〃」等のご記入でも結構です。

番号	参加者		
ー	所属	役職	氏名
ー	所属	役職	氏名
ー	所属	役職	氏名

●青森県介護サービス事業所認証評価制度ガイドブック

既存のガイドブックを2019年3月に改訂しております。内容はホームページにも公表されておりおりますが、希望される方はセミナーにてお渡ししております。ガイドブックの受け取りを希望される方は受け取りを希望される日にちの記入お願い致します。

青森県認証評価制度ガイドブックを **□希望する**　参加されるセミナーで受け取りを希望される日　（　　月　　日）　**□希望しない**

★お申し込み受付の確認として、「参加票」をFAXでお送りいたします。
※お申込み期日は、原則、各セミナー開催日の1週間前といたします。また、お申し込み多数の場合、日程および人数の調整をお願いすることがございます。

【お申し込み先】	FAX:017-718－1822
【お問い合わせ先】	株式会社エイデル研究所(当事業受託会社) 電話:017-718-1820　メール:aomori-kaigo@eidell.co.jp　担当:野土谷(のとや)

令和2年度　青森県介護サービス事業所認証評価制度　個別相談申込書

宣言事業所名				ご担当者	
お電話番号		FAX番号		メールアドレス	

個別相談へのご参加は、原則、基礎セミナーおよび専門セミナーの受講が前提となっております。セミナー受講の有無について、☑をご記入ください。

1. 基礎セミナーは受講されましたか。	第1部　認証評価制度の概要について	□ はい　□ いいえ
	第2部　認証評価項目と基準について	□ はい　□ いいえ
2. 専門セミナーは受講されましたか。	①キャリアパスの構築	□ はい　□ いいえ
	②人材育成計画の作成	□ はい　□ いいえ
	③新規採用者の育成計画とOJTの仕組み	□ はい　□ いいえ
	④効果的な面談制度の構築	□ はい　□ いいえ
	⑤働きがいへ繋がる職員にとって魅力ある給与制度の設計	□ はい　□ いいえ
	⑥働き方改革へ対応する労務管理の基礎とワークライフバランスの仕組みづくり	□ はい　□ いいえ
	⑦1日集中・認証基準オールインワンセミナー	□ はい　□ いいえ

●個別相談　※　個別相談は、下記の日程以外にも随時受付を行っています。

開催日(曜日)		時間	会場
6月9日(火)	6月23日(火)	①9:30～11:30 ②12:30～14:30 ③15:00～17:00	エイデル研究所 青森オフィス(青森市内) ※必要に応じ、弘前・八戸等の会場でも対応します。
11月6日(金)	11月19日(木)		

※　日付欄に、上記の日程からご希望の日にちをご記入ください。
※　上記の日程でご都合がつかない場合は希望する日時をご記入ください。
※　時間欄に、ご希望する時間を選択し、〇をご記入ください。
※　ご希望の日時に添えることのできない可能性もありますので、必ず第3希望までご記入ください。

＜申込欄＞　　時間　①9:30～11:30　②12:30～14:30　③15:00～17:00

参加希望	第1希望	第2希望	第3希望
日　付	月　　日	月　　日	月　　日
時間帯	①・②・③	①・②・③	①・②・③

＜参加者氏名＞　参加者の所属・役職・氏名をご記入ください。

参加者	所属	役職	氏名
	所属	役職	氏名
	所属	役職	氏名

＜相談内容＞　相談したい内容や現在の取組状況等を簡単にご記入ください。

★日時が確定しましたら、「参加票」をFAXでお送りいたします。

【お申し込み先】	FAX:017-718-1822
【お問い合わせ先】	株式会社エイデル研究所(当事業受託会社) 電話:017-718-1820　メール:aomori-kaigo@eidell.co.jp　担当:野土谷(のとや)

青森県 7月21日 11月24日 スキルアップセミナー ＯＪＴ指導者研修

介護サービス事業所の
人材育成とＯＪＴの役割について理解し、自法人のＯＪＴの現状把握や
職員の成熟度に応じたＯＪＴの方法やポイントの確認をしよう！

無料

□開催日　第１回：２０２０年　７月２１日(火)
　　第２回：２０２０年１１月２４日(火)
□時　間　第１回・第２回　9:30～16:30
□会　場　第１回：リンクモア平安閣市民ホール　会議室１
　　第２回：リンクステーションホール青森　4階　小会議室（１）
□定　員　各回３０名　※定員に達するまで先着順で受付
□対　象　**青森県介護サービス事業所認証評価制度参加宣言法人**であって、
　　福祉職場の経験が５年以上で、ＯＪＴのしくみを整備する責任者、
　　研修担当者、またはＯＪＴを現場で実践する担当者

□プログラム
9：30～　オリエンテーション・自己紹介
　　アイスブレイク
10：00～　＜個人ワーク＞
　　自組織の振り返りと「ＯＪＴ自己診断」
　　＜グループワーク＞
　　ＯＪＴの難しさについて話し合う
11：00～　＜講義＞
　　・人材育成の目的と効果
　　・ＯＪＴの本質を考える
　　・ＯＪＴの機会と手法
　　・人材の定着とＯＪＴ
　　・部下とのコミュニケーション
　　・面談の実施
13：00～　＜セルフチェック・講義＞
　　・職員の成熟度に合わせたＯＪＴ
14：00～　＜ロールプレイ＞
　　・育成面談の実施
15：30～　＜個人ワーク＞
　　・ＯＪＴ担当者としての行動計画の作成
16：00～　発表、まとめ

お申し込みは下記ご記入のうえＦＡＸ（017-718-1822）にて

＜法人名＞

＜申込担当者＞
所属／役職　　氏名

＜連絡先＞
電話番号　　ＦＡＸ番号

メールアドレス
@

スキルアップセミナー　ＯＪＴ指導者研修

参加希望日を〇で囲み、参加者の所属・役職・氏名・経験年数をご記入ください。

参加希望日	所　属	役　職	氏　名	経験年数
7/21・11/24				
7/21・11/24				
7/21・11/24				
7/21・11/24				
7/21・11/24				

□ お申し込みをいただき、日程が確定しましたら、「参加票」をFAXでお送りします。
□ セミナーの進行・内容は予告なく変更する場合がございます。また、やむを得ない事情により、日程および会場の変更、もしくは開催中止等の可能性もございます。あらかじめご了承くださいますよう、お願い申し上げます。
□ **お申し込み期日**は、　・7 月 21日…　**7月17日まで**
・11月24日…　**11月19日まで**
また、お申込み多数の場合は、日程及び人数の調整をお願いする場合がございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応

別紙**「研修等における新型コロナウイルス感染症への対応について」**を確認し、当日は**「出席確認・健康状態申告シート」に必要事項を記載の上、持参**ください。

【お申し込み・お問い合せ先】
株式会社エイデル研究所（当事業受託会社）
電話：017-718-1820　　FAX：017-718-1822
メールアドレス　aomori-kaigo@eidell.co.jp　　担当　野土谷

現行の処遇改善加算の算定要件

現行加算のイメージ図

※加算Ⅳ・Ⅴは今後廃止予定

加算Ⅰ 3.7万円相当	加算Ⅱ 2.7万円相当	加算Ⅲ 1.5万円相当	加算Ⅳ（加算Ⅲ×0.9）	加算Ⅴ（加算Ⅲ×0.8）
要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ＋職場環境等要件	要件Ⅰ・Ⅱ＋職場環境等要件	要件Ⅰor Ⅱ＋職場環境等要件	要件Ⅰor Ⅱor職場環境等要件	キャリアパス要件、職場環境等要件のいずれも満たさず

CHECK!

- キャリアパス要件Ⅰ　職員の職位・職責または職務内容に応じた任用要件および賃金体系の整備。
- キャリアパス要件Ⅱ　資質向上のための計画を策定し、研修の実施または研修の機会を設けている。
- キャリアパス要件Ⅲ　経験もしくは資格に応じて昇給する仕組み、または一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを整えている。
- 職場環境等要件　「資質の向上」、「職場環境・処遇の改善」、「その他」のいずれかの項目の要件を1つ以上満たす。

特定処遇改善加算の算定要件

特定加算のイメージ図

特定加算Ⅰ ＋ 加算Ⅰ 3.7万円相当	特定加算Ⅱ ＋ 加算Ⅱ 2.7万円相当	特定加算Ⅰ・Ⅱ ＋ 加算Ⅲ 1.5万円相当

算定要件	特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
介護福祉士の配置等要件	○	−
現行加算要件	○	○
職場環境等要件	○	○
見える化要件	○	○

- 介護福祉士の配置等要件　サービス提供体制強化加算の最も上位の区分を算定していること。
- 現行加算要件　現行加算Ⅰ～Ⅲまでのいずれかを算定している。
- 職場環境等要件　現行加算要件である職場環境等要件のうち、各区分ごとに1つ以上の取組を行っている。
- 見える化要件　特定加算に基づく取組や取得状況について、情報公表制度やホームページ等により公表している。

認証評価制度と加算の取得要件は大きく異なっています。

青森県介護サービス事業所認証評価制度　認証基準		関連のキャリアパス要件・職場環境等要件
1. 職員の処遇改善の取組	明確な給与体系の導入	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅲ
	休暇取得・労働時間縮減、育児・介護を両立できる取組など働きやすさへの取組	職場環境等要件（職場環境・処遇の改善）
	健康管理に関する取組	
2. 介護人材育成の取組	新規採用者育成計画（OJT含む）の策定	キャリアパス要件Ⅱ
	新規採用者研修（合同・派遣含む）の実施	
	新規採用者の教育担当者に対する研修等の実施	職場環境等要件（職場環境・処遇の改善）
	キャリアパス制度の導入	キャリアパス要件Ⅰ
	人材育成計画の策定と計画に沿った研修の実施	キャリアパス要件Ⅱ
	資格取得に対する支援	
	人材育成を目的とした面談の実施	職場環境等要件（職場環境・処遇の改善）
3. 地域交流・コンプライアンス等の取組	地域交流等の取組	職場環境等要件（その他）
	地域の公益的な取組（社会福祉法人に限る）	
	事業運営の透明性を確保するための取組	
	関係法令の遵守	
4. サービスの質の向上の取組	介護サービス事業所の運営方針の周知	職場環境等要件（その他）
	相談体制・苦情解決の仕組みの確立、周知・機能	職場環境等要件（職場環境・処遇の改善）
	身体拘束廃止・高齢者虐待防止の徹底	
	サービスの質の向上に向けた取組	

お問い合わせ先
●事業主体　青森県　●受託事業者　株式会社エイデル研究所 青森オフィス　担当：野土谷（のとや）
住　所：青森県青森市古川1-21-12セントラルビューあおもり3階
電　話：017-718-1820　Email：aomori-kaigo@eidell.co.jp

青森県介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業

介護人材の確保・定着 に向けて、
「（特定）処遇改善加算」を取得し、賃金改善を図りましょう！

処遇改善加算の取得に向けて 悩んでいませんか？

小規模な事業所は加算額も少なく、取得するのは難しいのではないか。

申請の手続きや計画書の記入方法が良くわからない。大変だ。

介護職員以外には加算を支給できないし、処遇改善加算を取得することで他の職種との賃金バランスが崩れる。

「10年以上の介護福祉士に毎月8万円」という言葉によって10年以上の介護職員はみんな毎月8万円もらえると思っている。

昨年度の実態調査でも、多くの法人が悩んでいました。

（平成31年度青森県介護職員処遇改善加算取得等にかかる実態調査（2019年6月）より）

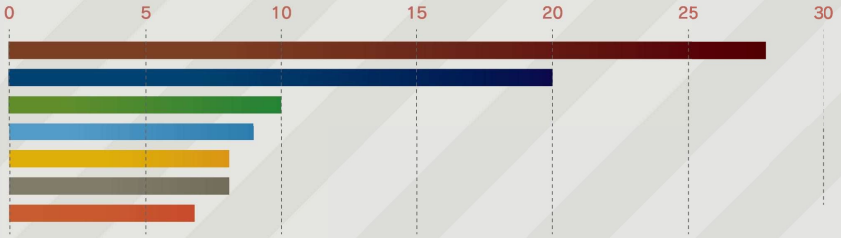

- 介護福祉士の配置等要件（最も上位のサービス提供体制強化加算等の取得）を満たせない
- 特定加算の仕組みが良くわからないため
- 利用者の負担が増加するため
- 申請に係る事務作業が負担であるため
- その他
- 区分ごとの職場環境等要件を満たせない
- 見える化要件（情報公表制度活用や賃金以外の処遇改善に関する情報公表）を満たせない

セミナーでは加算の取得方法やポイントについて徹底的に解説いたします。→

処遇改善加算に関して、事業者の皆様からいただいた意見

（平成31年度青森県介護職員処遇改善加算取得等にかかる実態調査(2019年6月)より）

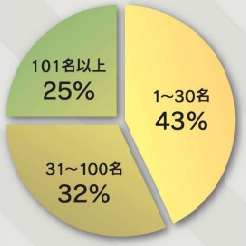

介護職員の賃金改善に関する加算はありがたいが、小規模な事業所のため、入ってくる加算額も少ない。取得も難しいのではないか。

昨年度の青森県における調査では、現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得している事業所の職員数は上記のグラフのようになっています。何名までの事業所を小規模とするかにもよりますが、1～30名規模の事業者が全体の4割以上であることが分かり、決して小規模な事業所だからと言って取得が難しいものではありません。

計画書の作成や手続きが大変である。もっと簡単に行える方法はないのか。

令和2年度より処遇改善加算の計画書は新しい様式へ変更となりました。まだ少し使いにくいかもしれませんが、キャリアパス要件等に変更が無ければ☑を記載するだけになっていたりと、手続きがかなり簡略化されています。セミナーや個別相談では、計画書の記載方法等についても説明します。

介護職員以外には支給できないため、多職種との賃金バランスが崩れてしまう。

令和元年10月から始まった特定加算では、介護職員以外の看護師、生活相談員、事務員等へも支給が可能となりました。独立行政法人福祉医療機構の調査では、約75％の事業者が、これまで処遇改善加算の対象となっていなかった職種に対しても、特定加算を使用し、賃金改善を行っています。

特定加算は「勤続10年以上の介護職員に毎月8万円」という言葉ばかりがひとり歩きし、職員もそのように思っている。実際は全ての職員に毎月8万円支給することは出来ず、職員への説明に悩んでいる。

処遇改善加算の性質上、月々の稼働に変化がある介護サービス事業所においては、事業所に入ってくる加算額も異なってきます。また、特定加算については毎年a・b・cグループの職員の数が変わるため、各グループへ支給できる額も変わっていきます。そういった加算の特性をしっかりと職員へ説明すること、またどういった説明が必要かなどもセミナーでは解説しています。

処遇改善加算は介護保険上の公的な加算であり、**利用者・家族の理解を得る**ことも出来ます。**積極的に加算を活用**し、介護職員の賃金改善に努めましょう。

「介護職員処遇改善加算等取得」セミナー ＜無料＞

青森県内3地区にて、特定処遇改善加算取得に向けたセミナーを開催します。

日時・会場

弘前市	7月8日(水)	弘前文化センター
八戸市	7月9日(木)	ユートリー
青森市	7月10日(金)	県民福祉プラザ
青森市	9月2日(水)	リンクモア平安閣市民ホール
青森市	12月9日(水)	県民福祉プラザ
青森市	3月10日(水)	県民福祉プラザ

昨年度のアンケートより

- 特定加算は取得できないものとあきらめていましたが、セミナーに参加し取得が難しくないとわかりました。とてもわかりやすかったです。
- 厚生労働省の通知の意味を正しく理解していなかったことを確認出来た。配分方法などとても参考になった。
- セミナー大変分かりやすかったです。個別相談も利用し、ぜひ加算を取得したいと思います。

時間・内容（時間・内容共に全会場同一となります。）

9:30
▼
12:30

認証評価制度の参加宣言の有無にかかわらず、すべての介護サービス事業者が参加対象となります。

介護職員特定処遇改善加算について

「介護福祉士がいないから加算は取得できない」、「年収440万円、月額8万円の支給なんて難しい」とお考えではありませんか。加算の取得にあたり、多くの方が勘違いされていることについても細かく説明します。

青森県介護サービス事業所認証評価制度について

当制度の設立の背景や目的について説明し、認証取得までの流れや、認証取得後のメリット等について説明します。

個別相談（随時受付）＜無料＞

上記のセミナーを受講し、かつ、青森県介護サービス事業所認証評価制度に参加宣言している法人を対象に、個別相談を実施いたします。会場は青森市を基本としますが必要に応じ、弘前市・八戸市等にも会場を設定いたします。1事業所2時間を目安に様々な相談に対応いたします。

例）既存のキャリアパスでキャリアパス要件を満たせるか
　　aグループ・bグループ・cグループの考え方と、配分方法　など

さらに人材育成・定着の促進を目指す事業所の方は…

青森県介護サービス事業所認証評価制度に参加宣言し、認証取得に向けた取組を進めましょう。
参加宣言することでセミナーや個別相談、現地相談など様々な支援を全て無料で受けることができます。2020年5月現在153法人が参加宣言し、34法人が認証を取得しています。
制度の仕組みや今年度の支援メニューの日程等は下記をご確認ください。

かいご応援ネットあおもり（http://www.aomori-kaigo.net/）

青森県認証 介護サービス事業所

加算＋認証で
選ばれる
事業所へ！

特定処遇改善加算取得セミナー
認証評価制度基礎セミナー

～加算で給与を改善し、認証取得で働きやすさを整えよう～

参加無料

○特定加算の「取得方法」、「配分方法」、「特定加算独自のルール」について
○認証評価制度の「概要」、「各基準」について　これらの内容を完全攻略！

月8万円や年間440万円の賃金改善について、考え方を整理できずにお困りではありませんか。本セミナーでは特定加算の「からくり」から「配分方法」まで、徹底的に解説します！
また、特定加算の取得と、青森県介護サービス事業所認証評価制度は大きく関係します。特定加算を取得出来ている法人は既に認証評価制度のほとんどの基準を満たしていることになります。

人材の確保・定着、サービスの質の向上へは以下の2点が重要です。
①「（特定）処遇改善加算」を取得し、給与を上げる
②「介護サービス事業所認証評価制度」の認証取得に向けた取組で、職員の働きやすさや、
　人材育成の仕組みを改善する
加算の取得も、認証の取得も決して難しいことではありません。ぜひご参加ください。

対象

・特定加算の取得を検討されている方　・特定加算の仕組みを知りたい方
・認証制度の基準を確認したい方　・今年度認証の更新となる法人　など

開催日・場所

①	青森市	令和2年　９月２日（水）	リンクモア平安閣市民ホール　会議室１
②	青森市	令和2年１２月９日（水）	県民福祉プラザ　多目的室２A
③	青森市	令和３年３月１０日（水）	

※各会場　定員30名

時間・内容

9：30～12：30 認証評価制度の参加宣言の有無にかかわらず、**すべての介護サービス事業者が参加対象**となります。	**介護職員特定処遇改善加算について** 「介護福祉士がいないから加算は取得できない」、「年収440万円、月額8万円の支給なんて難しい」とお考えではありませんか。特定加算の取得に向け、多くの方が勘違いされていることについても細かく説明します。
	青森県介護サービス事業所認証評価制度について 当制度の設立の背景や目的について説明し、認証取得までの流れや、認証取得後のメリット等について説明します。
13：30～16：30 **認証評価制度へ参加宣言している事業所**が参加対象となります	**青森県介護サービス事業所認証評価制度　基礎セミナー** 認証評価制度の基準について、具体例等を示しながらひとつずつ説明します。認証の取得は決して難しいものではありません。日々の取組を、認証事業所という形で青森県内へ積極的に発信していきましょう。

青森県認証 介護サービス事業所

□お問い合わせ先　株式会社エイデル研究所（当事業受託会社）　電話：017-718-1820　担当：野土谷

特定処遇改善加算取得・認証評価制度基礎セミナーの申込書

＜申込方法＞

１．お申し込み担当者欄に必要事項を記載ください。
２．特定処遇改善加算・認証評価制度基礎セミナー申込書欄に受講を希望される日時（①・②・③）に〇をつけてください。
３．受講を希望されるセミナーの内容を選択し、☑を入れてください。
４．ＦＡＸ：**０１７-７１８-１８２２**もしくは
メール：**aomori-kaigo@eidell.co.jp**にて送付してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応

別紙**「研修等における新型コロナウイルス感染症への対応について」**を確認し、当日は**「出席確認・健康状態申告シート」に必要事項を記載の上、持参**ください。

送信先　FAX：０１７-７１８-１８２２
メール：aomori-kaigo@eidell.co.jp
申込締切：セミナー当日の1週間前まで

○お申込み担当者		
法人名	所属	氏名
電話番号	FAX番号	メールアドレス

○特定処遇改善加算・認証評価制度基礎セミナー申込書 **※午前のみ、午後のみ、午前・午後通して参加、いずれも可能です。**			
○参加者		参加を希望する日時（①・②・③）に○を付け、受講を希望するセミナーの内容に☑を入れてください	
役職	氏名	① ・ ② ・ ③	□ 午前（9:30～12:30） □ 午後（13:30～16:30）
役職	氏名	① ・ ② ・ ③	□ 午前（9:30～12:30） □ 午後（13:30～16:30）
役職	氏名	① ・ ② ・ ③	□ 午前（9:30～12:30） □ 午後（13:30～16:30）
認証申請予定時期： 令和　　年　　月頃　・　未定			

□お問い合わせ先　株式会社エイデル研究所（当事業受託会社）　電話：017-718-1820　担当：野土谷

令和2年度青森県介護職員処遇改善加算取得促進支援事業＜無料＞
個別相談申込書

処遇改善加算取得に向けた相談会を開催いたします！

『処遇改善加算取得セミナー』に参加された方を対象に、処遇改善加算取得に向けた個別相談会を開催いたします。

場所：エイデル研究所青森オフィス（青森市古川1－21－12セントラルビューあおもり3階）
※必要に応じ弘前・八戸会場も設定します。

日時：お申込み頂いた事業者（所）と相談し決定

時間：1事業者（所）2時間程度

対象：**青森県介護サービス事業所認証評価制度における参加宣言事業所**であって、
『介護職員処遇改善加算取得』セミナーを受講された事業者（所）

FAX送信：０１７－７１８－１８２２

メール送信：aomori-kaigo@eidell.co.jp

★お申込みは先着順です。下記に必要事項を記入の上申し込みください。

★お申込み後日時の調整に関するご連絡を行います。

★認証評価制度未参加宣言事業所は申し込みと共に、参加宣言書をご提出ください。

○お申込み担当者		
法人名	所属	氏名
電話番号	FAX番号	メールアドレス
○参加者		
所属	役職	氏名
所属	役職	氏名
所属	役職	氏名
相談会希望日① 月　日　時　～　時	相談会希望日② 月　日　時　～　時	相談会希望日③ 月　日　時　～　時
個別相談で相談・確認したい内容について(自由記述)		

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応

別紙**「研修等における新型コロナウイルス感染症への対応について」**を確認し、当日は**「出席確認・健康状態申告シート」に必要事項を記載の上、持参**ください。

□お問い合わせ先　株式会社エイデル研究所（当事業受託会社）電話：017-718-1820 担当：野土谷

令和２年５月２８日

研修等における新型コロナウィルス感染症への対応について

青森県高齢福祉保険課長

新型コロナウィルス感染拡大防止策が求められていることを受け、**研修当日は、体温を計測の上、37.5 度以上の熱などの症状のある場合には受講できません**。また、以下の記載内容に御留意の上、御参加くださるようお願いします。

なお、今後、新型コロナウィルスが感染拡大するなどの状況の変化があった場合は、研修の実施等について変更する場合がありますので、御留意願います。

以下の方は参加を御遠慮いただきます。

1　研修日より遡って７日以内に 37.5 度以上の発熱があった方
2　研修日当日に次の症状がある方
※37.5 度以上の発熱、頭痛、倦怠感、鼻汁、咽頭痛、咳、息苦しさ、味覚障害、嗅覚障害、下痢、吐き気など

研修当日の注意点

1　必ずマスクを持参し、着用をお願いします。
2　公共交通機関を御利用の際も、マスクの着用をお願いします。
3　研修会場への入室前には、手指消毒をお願いします。研修会場入口に手指消毒剤（アルコール消毒）を準備していますので御利用ください。
4　**セミナー等の当日は、会場へ向かう前に「出席確認・健康状態申告シート」を御記入の上、会場受付に御提出ください。**

日常生活で御注意いただきたいこと

「３つの密」①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近での会話・発声する密接場面を避けてください。また、イベント、会議、スポーツ、そして夜間の飲食等も含め、あらゆる場面において、「３つの密」が同時に重なる場を避け、プライベートタイムにおいても感染リスクを避けるための慎重な対応をお願いします。

出席確認・健康状態申告シート

研　修　日	研　　修　　名

氏　　名			
勤　務　先			
今日の体温	℃	過去１週間以内に、37.5 度以上の発熱がありましたか？	あった・なかった

明らかな持病以外の症状で、自覚している症状及び県外移動歴についてお答えください。

１　頭痛はありませんか？	ある ・ ない
２　倦怠感はありませんか？	ある ・ ない
３　鼻汁は出ていませんか？	ある ・ ない
４　咽頭痛はありませんか？	ある ・ ない
５　咳は出ていませんか？	ある ・ ない
６　息苦しさはありませんか？	ある ・ ない
７　味覚障害はありませんか？	ある ・ ない
８　嗅覚障害はありませんか？	ある ・ ない
９　下痢はありませんか？	ある ・ ない
１０　吐き気はありませんか？	ある ・ ない
１１　その他、何か気になる症状はありませんか？	ある ・ ない
１２　本人または同居する家族等に、14 日間以内に県外への移動歴はありますか？	ある ・ ない